

## 那覇市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分等の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

### (市長等の責務)

第3条 市長及び上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)は、市の債権を適正に管理しなければならない。

### (法令等との関係)

第4条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又はこれらに基づく規則(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(当該規則で定める事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を整備するものとする。

### (督促)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条その他の法令の規定による督促は、納期限又は履行期

限後30日以内に督促状を発してしなければならない。

(延滞金)

第7条 市長等は、地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促に係る市の債権の額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該市の債権の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する額を延滞金として徴収するものとする。ただし、当該相当する額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長等は、規則で定める場合には、第1項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(滞納処分)

第8条 市長等は、強制徴収債権について、督促状で指定した期限後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分を行わなければならない。

(非強制徴収債権の放棄)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 非強制徴収債権に係る債務者(以下この条において「債務者」という。)が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)、会社更生法(平成14年法律第154号)その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、全ての相続人が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 地方自治法施行令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は同令第

171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者に失踪、所在不明その他これらに準ずる事情があり、履行される見込みがないと認められるとき。

(6) 非強制徴収債権について地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から規則で定める期間を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(7) 非強制徴収債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等の勝訴の見込みがないと認められるときその他放棄すべき理由があると認められるとき。

(8) 非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があると認められるときを除く。)

2 市長等は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、規則で定める事項を議会に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、

年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

以下省略